

## 事業所の指定取消について

### 1 はじめに

福山市では毎年度の事業者指導・監査方針に基づき、サービスの質の確保・向上に資する「指導」の実施を基本とし、不正等が疑われる事業者に対しては、機動的に「監査」を実施し、法令遵守の徹底を図っています。

### 2 「監査」を行う場合について

「監査」は、通報・苦情・相談等の各種情報により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合又はその疑いがあると認められる場合に実施します。「監査」では報告、実地検査を行います。

### 3 「監査」を行った場合

市が報告、実地検査等による監査を行った結果、明らかに基準違反が発覚した場合、事業者は次のような行政上の措置を受けます。

- ①文書で基準を遵守するよう勧告
- ②勧告に係る措置をとるよう命令
- ③指定・許可の取消又は指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止

### 4 2012年度（平成24年度）における監査の実施について

今年度、福山市が行った監査において、介護保険法第77条第1項及び同法第115条の9第1項の規定により、次のとおり1件の事業所の指定を取り消しました。

（指定を取り消した事業者及び事業所の名称等）

- |          |  |
|----------|--|
| ・事業者の名称  | 特定非営利活動法人ウエーブ  |
| ・事業所の名称  | 訪問介護事業所ウエーブ  |
| ・事業所の所在地 | 福山市北吉津町三丁目12番11号   |
| ・サービスの種類 | 訪問介護（2012年（平成24年）7月1日指定）<br>介護予防訪問介護（2012年（平成24年）7月1日指定） |
| ・事業所番号   | 3471507180   |
| ・指定取消年月日 | 2013年（平成25年）3月11日  |
| ・指定取消理由  | 人員基準違反、運営基準違反、監査時における虚偽報告                                |